平成２９年（フ）第６０号
福井市松本１丁目41番10号　町屋団地26館506号
債務者　浜田　　進
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２４号
千葉県松戸市秋山１丁目16番地の４　シーアイマンション松戸秋山ステーションプラザ1302
債務者　中嶋　芳子
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１４８号
千葉県松戸市八ケ崎緑町305番地　エルム八ケ崎102号
債務者　藤原　博典
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１９４号
千葉県松戸市新松戸６丁目295番地の２　コーポＪ・Ｔ・ＵＩ一101号
債務者　小島　敬一
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第９号
山口県岩国市中津町２丁目３番14号
債務者　秋葉　俊介
1　決定年月日時　平成29年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第２３号
佐賀県唐津市双水2690―98、申立時住所佐賀県唐津市久里327番地７
債務者　橋口　明美
1　決定年月日時　平成29年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第２７号
佐賀県唐津市元石町295番地２
債務者　木下　秀敏
1　決定年月日時　平成29年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第１１号
熊本県玉名市岩崎782番地
債務者　菊川小百合
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第１９９号
神戸市東灘区本山南町９丁目７番23―103号
債務者　間　善三郎
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９６号
神戸市中央区筒井町２丁目３番15号東宝ハイツ302
債務者　堀里緒こと　ＨＯＲＩ　ＲＩＯ　ＦＲＡＮＣＩＳＣＯ
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２２号
名古屋市北区水草町２丁目60番地の２　水草団地８棟1009号
債務者　榎本　貴希
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１号
青森県黒石市大字花巻字村家岸４番地21
債務者　佐藤　麻美（旧姓乙部）
1　決定年月日時　平成29年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第３１６号
千葉県船橋市前原西６丁目１番71号　デュオヒルズ津田沼109号
破産者　川村　達也
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１１６号
千葉県八千代市大和田新田1068番地２　リーベスト八千代緑が丘112
破産者　渡辺　新一
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４７号
千葉県船橋市習志野台４丁目12番５棟406号
破産者　寺田　太三
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９２９号
千葉県市川市宮久保４丁目28番６号
破産者　時田　和彦
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３２号
千葉市花見川区朝日ケ丘３丁目28番14号　ハウスメイトいこい103号
破産者　吉川　博徳（旧姓前田）
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０８４号
埼玉県鴻巣市本町５丁目８番５号
破産者　丸大米菓有限会社
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係